

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和3年11月18日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和3年11月18日(木) 午前10時 開会
午後 0時12分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西正				

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡長子	同局次長	大西健一
同局主幹兼総括主査	香山叔彦	同局書記	織田裕太

1. 案件

協議事項について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、西谷委員を指名します。

お手元にお配りしております議会運営委員会での協議事項と記載された資料をご覧くださいと思います。

本日の協議事項は各常任委員会等における市議会三役及び委員長の質疑について、委員外議員の委員会への出席及び発言について、及び特別委員会の設置についての3件でございます。

それでは、まず各常任委員会等における市議会三役及び委員長の質疑について協議を行っていききたいと思います。

それでは、各会派からご意見を賜ります。

光好委員。

○光好博幸委員 自民党・市民の会としましては、前提として、議長・副議長、特に議長については、何でも質問できるということではなくて、意見程度にとどめるべきではないかという前提において議論をさせていただきまして、文章の修正をお願いしたいというふうに考えております。

まず議長のところでいきますと、「議長は他の委員と同様に質疑を行える」ということになっておりますので、結論から書くということはいいことだと思うんですけど、何でも言えると解釈される可能性がございますので、この部分は削除し、職務上の後のみにするという案でございます。

次も同様に、「副議長は」から「ただし」まで削除し、あとは議長及び副議長の判断に任ずということでございます。

誰が担当しても判断できるということを求めようとしていると思うんですけども、一方で、全てにおいて文章にできるわ

けでもないというふうにも思います。いわゆる議長・副議長という立場、選ばれし者の立場として、常識の範囲といたしますか、節度を持ってといたしますか、そういったところで判断して対応してほしいというような意見になりました。

ということで、1番、2番はそういう修正で、3番、4番につきましてはそのまま構わないという結論でございます。

以上です。

○村上英明委員長 では、増永委員。

○増永和起委員 日本共産党としましては、やはりどのような役職にあっても議員として質疑がきちんと行えるということがはっきり書いていただいているということは非常に重要なことではないかなというふうに思っています。

今、修正案が出ましたけれども、おっしゃっている部分を削るということになると賛成しがたいなということもあるなと今、聞いておりました。

「原則、質疑は行わない」という言葉が委員長のところで入っているんですけども、6月22日に開催の議会運営委員会のときに最初に出された案のところでは、「委員長は委員会を総括する立場にあることから、委員として質疑を行う場合にあっては、委員会の進行を副委員長と交代する」と、あったのが、今回の案では、「原則、質疑を行わない」というふうに書いてあるんですが、6月22日に開催の議会運営委員会の案では、その言葉はなくて、「委員として質疑を行う場合にあっては、委員会の進行を副委員長と交代した上で質疑することができる」というふうに文章がなっていたと思いますので、その文章であったら賛成するつもりです。

つまり、「原則、質疑は行わない」とい

うのは抜いていただきたいと思っております。

以上です。

○村上英明委員長 では、西谷委員。

○西谷知美委員 1番、2番、3番はそのままでもいいと思っております。

4番は、増永委員が言ったように、委員長が副委員長と交代して意見を述べるという形でいいんじゃないかということです。

○村上英明委員長 では、香川委員。

○香川良平委員 大阪維新の会としては、この1番、2番、3番、4番、全てこの案どおりでいいのではないかという意見です。

○村上英明委員長 では、公明党としまして、この1番の議長については、「議長は他の委員と同様に質疑を行える」というこの文面と、その後の「分別を持って総括的な意見を述べるに留め」というのはつながりにくいという部分もあるので、1行目は削除という方向でもいいのではないのかなというふうに思っています。

副議長も同様でございまして、あとの監査委員と委員長については、お示しをしている内容でいいのではないかと考えております。

そういう中で、文言の削除、今年の6月の当初案ではどうかというご意見がありますので、どう取りまとめていくかというところです。

例えば箕面市の議長はこの常任委員会から外れております。中立の立場、また、委員会の質疑に問題があった場合、調停に入るというような立場であるということも踏まえて、常任委員会から外れておられるということもあります。北摂の他市においても、やはりこの議長と副議長という立

場の方は質疑というのは極力控えておられるというのをお聞きしています。その辺も含めて、それは他市は他市だというようなお考えも一つだと思んですけども、議長という立場としてまず一つ一つ詰めていきたいなというふうに思っております。

光好委員。

○光好博幸委員 自民党・市民の会の意見を貫くという姿勢ではないんですけども、やはり議長と副議長というのは立場も違います。まず議長は、「他の委員と同様に質疑を行える」という文言は、正直なところ違和感を感じます。

だから、これを削除するというご意見もありましたけど、「議長という立場を踏まえて、分別を持って総括的な意見を述べる」ということですし、質疑を行う場合もあるということで、いわゆる、発言してはいけないということではないので、この文面を削除しても、議長としての意見、あるいは必要に応じた質疑ということの権利は確保されているんじゃないかなというふうに思います。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 今まで議長・副議長で積極的に発言した方っていらっしゃるんですか。

○村上英明委員長 私が議員になったときには、基本的に、議長・副議長というのは質問を、極端に言ったらしないというようなことも言われていた議員もおられます。やっぱり立場というのがあるんだからということと、例えばこれから審議することについて議長・副議長は真っ先に情報を得ますので、そういうことも含めながら、質疑を極力抑えるというか、控えるべきということ、先輩の議員から私はお聞きをしていたこともあります。

ただ、ここの文面に書いてあるとおり、全く議長・副議長の発言ができないということにはならないと思いますので、この1行目を削除しても支障はないのかなというふうに思うんですが、ほかの皆さん、いかがですか。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、村上委員長のほうからお話があったんですが、私は、議長・副議長が質問を極力控えるべきだとか、してはいけないというのは、日本共産党の先輩議員からは一回も聞いたことがないんです。

摂津市議会として、議長や副議長が質疑を行わないというようなことが議論をされてきたみたいなことは恐らくないんだと思います。それは慣例みたいな形で自分の会派の中でそれぞれやっておられたと思います。

日本共産党は議長に就任したことが一度もありません。今まで副議長をやってこられた先輩諸氏は、副議長でも大いに質疑をしましょうということ言ってこられましたし、私が副議長に就任したときも、しっかり質疑をなさいよというふうに言われてきました。

議事の進行の状況を見ていろいろ考えるということは、それは議長・副議長として必要なことだとは思いますが、やっぱり市民の負託を受けて議員になっているわけですから、しっかりと議会で質疑をするということは、これは議員としての役割だと思えます。

この今おっしゃっておられる文章なんですけれども、先ほど言いました、6月22日のときの議会運営委員会の文章の中では、一番上の「議長は他の委員と同様に質疑を行える」というのが除かれてはいる

んですけども、その最後のほうです、「分別を持って総括的な意見を述べるに留め」ということが、その前の文章ですと、「分別を持って総括的な質疑内容に留めることとする」というふうになっていまして、「意見を述べる」というのと「質疑をする」というのは違いますので、やはりしっかりと議長も質疑ができるということをきちっと明記していただきたいなというふうに思います。

○村上英明委員長 先ほど私が申し上げたことですが、これは先輩の議員からということであったんですけど、公明党もそういうことを伝えられていましたが、他会派に所属をされている先輩の議員からもそういう形でお聞きをしていた部分でもありますので、議会としてのローカルルールでそういうものがあるのかなというふうに私は認識していました。

増永委員。

○増永和起委員 会議録に残るので一応反論しておきますが、少なくとも日本共産党は違います。

あと、今、議員数は19人です。そのうち議長・副議長・監査委員、そして各常任委員会の委員長が質疑をしないということになると、19人のうち6人が質問をしないということになる、果たして市民に対してそれで責任が果たせるのかということがありますので、ぜひ、必要なことは、議長であろうと副議長であろうと、また、委員長でも、これは必要だと思うことは、議事の流れは考えないといけないと思いますけれども、しっかりと発言ができるというふうに明記すべきだと思います。

○村上英明委員長 今回、お示ししている文面については、先ほど、増永委員が言われたように、質疑をしないとかできないと

かいうことではなしに、必要な場合は質疑ができるということを書いていますので、全くできないということではないのかなというふうに思っています。

香川委員。

○香川良平委員 「分別を持って総括的な意見を述べるに留め」という文言で、質問ができますか。意見だけ言えるという認識なんですけど。この文言だったら、質疑ができないという認識です。

私が賛成と言ったのは、議長・副議長・委員長は総括的な意見及び要望だけと言うという認識だったんです。これで質疑が行えるとなったら、話が違うのかなと思います。

○村上英明委員長 下から2行目、質疑を行う場合もというふうに書いてあるので、これは質疑、質問というのを含んでいるのかなという認識でした。

香川委員。

○香川良平委員 でも、「分別を持って総括的に意見を述べるに留め」になっているので、この文言でも質問はできないのかなというふうに思うんですけど、いかがなんですか。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、香川委員がおっしゃっていたのは、議長は質疑を行わないほうがいいというお立場だったんですか。そこがはっきりしないと、議長は、質疑じゃなくて、要望とか意見とかってということにとどめたほうがいいとするのか、それとも、議長も、必要があったときは質問をすることができるという立場に立つのか、それをはっきりさせないと、曖昧な文言っていうのは、かえって作る意味がない。そこで一致点が見つかるのであればちゃんとそういう内容が分かるような文言の整理とい

うふうにしていた方がいいんじゃないでしょうか。

○村上英明委員長 それでは、基本的な考え方として、議長という立場は、質問を行わずに意見だけを述べるという立場であるという方向性で進むかどうか。香川委員はそういう方向ということでもいいんですか。

香川委員。

○香川良平委員 今までの慣例で意見を言うだけにとどめているっていうふうな認識なので、そのほうがいいのではないかなと思いますし、でも、必要な場合に質疑を行えたほうがいいかなとも思うので、文言の整理をするべきだなというふうに思います。

「他の委員と同様に質疑を行える」とすると、質疑ができると思うんですけど、これを削除すると、質疑はできないという認識なので、整理だけしていただけたらいいかなと思います。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 冒頭に申し上げましたように、議長としては意見を述べるぐらいでとどめるべきではないかという意見でございます。

ただ、全体として、必要に応じて質疑もできるということであれば、それに関しては議論の余地は残されているといいますが、先ほど、委員長がおっしゃいました、「質疑を行う場合も」という文言があるだけで解釈の余地が残されているといいますが、全てにおいて文章にできるということではないんじゃないかという前提において、議長の判断も残していたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

主張としては、意見のみできるということでもあるんですけども、先ほど、増永委

員がおっしゃいましたが、これからまた議員定数が減っていったりということも考えた場合に、含みを持たせておいたほうがいいんじゃないかという、中途半端な意見です。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 今の段階ではっきり合意ができないのであれば、わざわざ文章化する必要はないのではないかなと思っています。

日本共産党の立場としては、全ての議員が質疑をする、そういうことができるという議会に市民にとってもすべきものだと思っていますので、議長が質疑を行えない、意見しか言えないっていうようなことになるのであれば、それは合意させていただくわけにはいかないと思っています。

何か曖昧な状況なんだったら、わざわざ文章化する必要はないのではないかと思います。

○村上英明委員長 議長という立場の方であっても、ある程度は質疑ができるということにしておいたほうが良いということですか。

増永委員。

○増永和起委員 議長が質疑をすることもあり得るかと思うので、「総括的な意見を述べるに留め」というのではなくて、6月22日の案の、「分別を持って総括的な質疑内容に留めることとする」というふうに、変えていただくとはっきりするのではないかと思いますので、ここを前提にしたいというふうに思います。

○村上英明委員長 議長という立場の方であっても、分別は必要だけでも、質問が全くできないということではないということですね。わかりました。

西谷委員はどうですか。

○西谷知美委員 増永委員も光好委員も、他市の例に対して、本市の議員数が削減ということになったら、やっぱりあまりにも多様な意見がなさ過ぎるかなと思うので、そういう意味では、ここは余地を残しておくべきだと私も思います。

○村上英明委員長 はい。

では、総括的には、議長という立場の方であっても全く質問できないということにはしないほうが良いだろうということで、質問をできる幅を残しておくほうが良いだろうなということで、各委員、同じ考えでよろしいですか。

光好委員。

○光好博幸委員 ただ、やっぱり文章の中で、分別を持ってだったりとか、立場をわきまえてといいますか、そういったところの文言はしっかりと残しておいたほうが良いと思います。

他の委員と一緒にじゃないということは明確に書いていたほうが良いと、思っています。

○村上英明委員長 この文面にも書いてありますし、皆さんのご意見の中でも、この議長の立場ということも言われているので、この1行目の「他の委員と同様に質疑を行える」という文面は議長という項目からは削除して、この下の文面について、先ほど、増永委員が言われたように、この質疑内容とかも含めて、文面の調整をさせていただきたいなというふうに思っているんですけども、どうですか。

方向性として、ある程度は質問ができるという範疇だけ残しといて、あとは、議長のご判断だというような内容でいきたいなと思っています。香川委員はどうですか。

○香川良平委員 はい、異論はないです。

これは申し合わせという認識でいいんですか。

○村上英明委員長　そうですね。とりあえず申し合わせで、私、個人的には、将来的に規則にも明記をすれば、どなたが議員になってきたとしても、すぐに見れますし、文面的にも確認できるというようなことで進めていきたいというふうに思っているんですけど。

香川委員。

○香川良平委員　分かりました。では、文章化をするほうで。

○村上英明委員長　そうですね。

南野議長。

○南野直司議長　いろいろ議論を聞かせていただいて、議長という立場で意見だけ言わせてもらいます。

光好委員と公明党は、この「議長は他の委員と同様に質疑を行える」というのは文言を消して、その後は残しといてという形で、僕も賛成なんです。

質疑を行う場合ってというのは、新たな質問をするのではなくて、各委員の皆さんが質問してきた中で私が質問をするのであれば、例えば、その質問に対する答弁が自分の思っていることと違う答弁だったとしたときに、もう一回、確認の意味で聞かせてくださいという形で質問をするということは問題がないかなと思うんです。

何かこの文言だけ削除してしまうと、問題がないのかなと思います。

以上です。

○村上英明委員長　三好俊範副議長。

○三好俊範副議長　意見ではないですけど、お話を聞いてて、話が食い違っているんじゃないかなと思っています。

皆さんの意見の中で、争点としては一番最初のところですね。「議長はほかの委

員と同様に質疑を行える」、日本共産党はこれを残さないといけないっていうような意味でお話しているんじゃないかなと思っています。そもそもの話なんですけど、もともと意見が食い違っているんじゃないかなっていうふうに僕は感じたんです。その部分を整理してからのほうがいいんじゃないかなと思いました。

○村上英明委員長　増永委員。

○増永和起委員　本来は、この一番最初の文章というのはぜひ入れてほしいところでございます。

特に規則として文章に残すということであれば、これはぜひとも入れていただきたいということになります。今、申し合わせという形で摂津市議会の中でこういうふうなことにしていっていただろうというのが、6月のときに協議したと思うんです。このときに日本共産党は賛成をしているんです。

「他の議員と同様に質疑を行える」というのは、これは議員としての責務というか権利というか、そういうことがきちんと明記をされて、だから規則にするんだったらこれは明記していただきたいと思うんですけれども、全体の立場を見るという議長の役割というのはあるのかなと思いますので、6月のときにこの文言はなかったんですけれども、賛成をさせていただいたんです。

ただ、そのときにもちゃんと質疑ができることが文言で明確にされていたので、そこは賛成しました。今回、申し合わせとしてまとめるということであるならば、「総括的な質疑内容に」というのをきちっと入れていただきたいというふうに思っているところであります。

○村上英明委員長　三好俊範副議長、今の

発言でよろしいですか。

○三好俊範副議長 意味合いとしてはよろしいです。

○村上英明委員長 それでは総括的にこの議長という部分でのこの方向性につきましても、基本的には質疑ができないということではなしに、この立場というのでも踏まえてということで質疑も行えるというような文面で文章を構成させていただきながら、また改めてお示しをしていきます。

その後については、正副議長団で文面を取りまとめさせていただこうかというふうに思っているんですが、その方向性でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、事務局は議長の部分についてはいいですか。

大西事務局次長。

○大西事務局次長 事務局から案を作る上で、何点かご確認だけさせていただきます。

今、委員から二つのご意見を頂いておるんですけれども、まず1点目です。「他の委員と同様に質疑を行える。ただし」というところまでは削除をさせていただいて、増永委員のほうからのご意見を頂いておりますけれども、「総括的な意見」となっております。ここを「総括的な質疑」に変えさせていただいて、その後「留め」という文言がございますので、これを取って文言を修正していくと、日本語の細かい修正が必要ですが、このような方向性がいいのかどうかということだけをご確認させていただきたいと思っております。

○村上英明委員長 今、事務局のほうからご発言がありましたけれども、そのような認識というか方向性で進めさせていただくということよろしいですか。

光好委員。

○光好博幸委員 確認です。「留め」は外すということなんですか。

私も6月の案と見比べて考えてたんですけども、以前は、「議長という立場を踏まえ、分別を持って総括的な質疑内容に留めることとする」となっていますので、今、大西事務局次長がおっしゃったのはこの「留めることとする」も消すということに聞こえたので、その確認です。

○村上英明委員長 今、お示ししている資料については、「意見を述べるに留め」と書いてあるから、それでいくと質問もできないと解釈しています。

光好委員。

○光好博幸委員 そういう意味であれば、わかりました。

○村上英明委員長 では、この件について、森西議員、何かご意見ございますか。

○森西正議員 皆さんでまとまった形で私はいかなというふうに思いますので。私は納得です。

○村上英明委員長 では、この1番の議長についてはそれでいきたいと思っております。

2番目の副議長のほうなんですけども、ご意見を賜りたいなというふうに思うんですが、先ほどご意見もお聞きしている部分もあるんですが。光好委員はこの1行目というのは、先ほど議長と同じ形で削除という方向性だったと思うんですが。

光好委員。

○光好博幸委員 先ほど、これから文章化するという点において、必ずしもできないということではないんですけど。こういう文面を書いてしまうと、何でもできるというふうに思われているんじゃないかというところで消してほしいということをおっしゃったんですけども、前提として、前回、

賛成をしておりますので、可能であれば消してほしいということでございます。

ただ、思いとしては他の議員とは違いますが、副議長という立場でやってくださいということでございます。今のこの重みといいますのも、そういうと議長とは少し違うといいますか、あくまでも意見ということで、判断はお任せします。

○村上英明委員長 では、この文面的なこともあるんですけど、「総括的な立場を踏まえて」ということで、この副議長という立場でご意見だけにするとかいうことの方、要は幅を持たすのか、その辺、各委員はどうなのかなというふうに思うんですが。

光好委員としては、この副議長という立場の方については、議長と同じような形で質問の幅というのを持たせてもいいということですか。

光好委員。

○光好博幸委員 はい。

○村上英明委員長 では、増永委員。

○増永和起委員 日本共産党としても、やはりきちっと副議長が他の委員と同様に質疑を行えるということ踏まえるということ前提に、これでいいんじゃないかなというふうに思っております。

○村上英明委員長 副議長という立場の方であったとしても、他の委員と、同じ立場で質疑を行えるほうがいだろうかという認識でいいんですか。

増永委員。

○増永和起委員 そうですね、基本的にそうだと思います。

ただし書はここについてますけれども、全体を考えながらというふうなことが求められるということなんだろうと思いますが、質疑についてはできるということ

がはっきりと書いてありますので、結構だと思います。

○村上英明委員長 副議長としても、ある程度、質問というのは、立場を踏まえないといけない部分はあるかもしれないけども、質疑は行えるという方向性でいだろうかということよろしいんですか。

増永委員。

○増永和起委員 はい。

○村上英明委員長 では、西谷委員。

○西谷知美委員 この「質疑の回数に制限を課すものではない」という、一応その重しじゃないんですけど、ニュアンスが入っているのでもいいのではないかと思います。

○村上英明委員長 では、香川委員。

○香川良平委員 「ただし」以降の、「質疑の回数に制限を課すものではない」、そもそも要らないんじゃないかなと思うんですけど。

実際、「回数に制限を課すものではない」も幅広く解釈できるので、ぜひ、回数は制限を課すべきだと思うので。その後ろの部分とリンクしてないので、「議長と同様に、他の委員の質疑内容を踏まえた総括的な内容に留め」ということで、回数制限にも聞こえますので、この冒頭の部分は要らないと思います。

○村上英明委員長 では、この文面的には議長という項目と同じ形からということですか。

香川委員。

○香川良平委員 そのほうがいいかなと思います。

○村上英明委員長 ただ、立場的には副議長という立場であったとしても、ある程度、質問できるという範囲は残しておいたほうがいいということですね。

香川委員。

○香川良平委員 はい。

○村上英明委員長 では、公明党もこの副議長という立場の方であっても、この質問できる範囲というのはある程度残しておくという方向でいだろうなというふうに思っています。この副議長という立場の方については、議長と同様ではないかもしれないですけども、この質問できる範囲というのはこのまま残しといてということで、先ほどもありました、この1行目と「ただし」からこの「質疑の回数に制限を課すものではないが」という文面を削除というようなご意見もございました。削除の方向も含めて、文面修正をしていこうかというふうに思っているんですけど、この意見についてはどうですか。

増永委員。

○増永和起委員 先ほど、委員長のほうから、議長と副議長はほとんど同等だというふうなお話がありました。

委員長が議長をされてたときに私が副議長をさせていただいたわけですけども、大変思いやりのあるお言葉だとは思いますが、しかし、実際にはやはり議長と副議長には大きな差があります。

様々な案件について市長と直接お話をされたりとかそういうことも議長ですし、この間、コロナの問題だとかいろいろ臨時議会を開催したりとか、そういうことも委員長が議長として市長ともお話をされたりいろいろする中で提案もしていただいて、私は副議長で、議長と同じ立場だったとはとても思えません。

そういう中で、やはり議長と副議長を同等に書くというのは、私は大変違和感がありますし、これは先ほど言いました、質問がしっかりできる議員というのをきちっ

とこの少ない19人という中に確保するということからいっても、議長と副議長とは分けて書くべきだと思っています。

なので、この文言を「質疑の回数の制限を課すものではないが」というのも、実際に私は副議長をしております、その際に副議長なんだからしっかりその立場をわきまえて質問をするようにというふうなことを他の会派の議員から言われたこともありました。質問したいのに制限を課せられるということは、私は与党ではございませんので、やはりきちっと質問をして、その答えを当局から聞き出す、理事者から聞くということが自分に課された議員としての役割だと思うのに、それができないというのは非常に、どうしたらいいんだろうかと思って思い悩んだこともありました。

やはりここはきちっと「回数に制限を課すものではない」ということをしっかりと入れといていただきたいなと思います。この文章をやはり変えるんだとしたら、日本共産党としては文章を作ること自体に賛同しにくいというふうに思っております。

○村上英明委員長 三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 先ほどの香川委員の話なんですけど、文章の整合性が合わないという話をしたと思うんです。質疑の回数を制限しないのに、その下に「議長と同様」という文言が出てくると、話の整合性が合わないの、回数を設けたらいいんじゃないのという話をしたんだと僕は受け取ってます。

だから、そういう意味では回数を協議するんじゃないくて、この「議長と同様」という文言を消してしまえばいいのかなと思います。「議長と同様に」というところの文言を消して、そしてそれ以降の、「他

の委員の質疑内容を踏まえた上で総括的に」だけで文章としては成り立つのではないかなという、補足だけですけど、以上です。

○村上英明委員長 基本、議長という立場の方は議長の立場を踏まえてと、副議長の方は副議長という立場を踏まえてということで、同等ではないという認識でいいんですか。

三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 はい。

○村上英明委員長 では、皆さんのご意見は、議長と副議長というのは一線を画したほうがいいというご意見もございましたので、この部分については副議長のご意見もございましたけども、この「議長と同様に」という言葉を削除して、「副議長という立場を踏まえて質疑を行っていく」というような文面の方向でどうでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 「質疑の回数に制限を課すものではないが」は入るんですか。

○村上英明委員長 この部分、ほかの委員はどうですか。

三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 この文言って、実はどっちでも取れるかなって思っていて、増永委員は安易に「質疑の回数に制限を課すものではない」といくと、回数制限はない。西谷委員の先ほどの発言になると、「課すものではないが」っていうのは、ある意味、抑止力になっているととっていると思ったんですけど。だから、その辺も意見の食い違いがあるのかなと思います。

副議長の立場という意味も含めて、別に回数制限をするわけではないけども、わきまえてくださいというふうにするのか、回数制限をするわけではないので何回もい

けるやんっていうふうにするのか。そもそも、この文の取り方が、人によって違うのかなって思っているのは事実です。それも踏まえてもう少し分かりやすい表現にしたほうがいいのかなという気はします。

○村上英明委員長 副議長の言われたこの回数の制限については、この文面でいけばどちらでも取れるような認識もありますし、将来的にこの回数制限ということも議論にということも視野にありますから、この質疑の回数制限というこの文面については削除をしておいたほうがいいのかなというふうには私は思っているんですけども、どうですか。

増永委員。

○増永和起委員 そうであれば、質疑の回数は副議長については制限をしないんだということできちっと申し合わせをして、その上で削除していただくんだしたら、それはそれで会議録に残りますから結構ですけれども、曖昧なままこれを削除するというんでしたら反対です。

これを取ってしまって、いろいろと副議長の質問に対して制約が後から課されるということにはならないように、取るんだしたらこの場できちっとそういう制約はかけないんだということをやちゃんと会議録に残していただきたいなというふうにするんです。

○村上英明委員長 ただ、この資料というか、この議事録は残ってますから、その辺は、回数については今回の文面からは削除という方向で、皆さん、どうですか。

増永委員。

○増永和起委員 回数制限をしないということについての一致をまず取ってください。それを文章で会議録にちゃんと残して、その上で外すということをやっていた

だきたいと思います。

○村上英明委員長 ただ、回数云々ということではなしに、この副議長という立場を踏まえてくださいというような形で文面でいこうかなというふうに思っているんですけど。

増永委員。

○増永和起委員 回数制限はしないということで皆さんご納得いただいているんですか。そこを一回ちゃんと確認を取っていただきたいということを言っているんですけど。

○村上英明委員長 それは、ほかの委員、どうですか。

香川委員。

○香川良平委員 先ほど、委員長の提案は、副議長の立場を踏まえてというので大分幅があると思うんです。その副議長の判断で別に何回ぐらい質問をしてもいいっていう判断であれば、それは何回質問してもいいというふうになると思うんです。

何回もいいですよとは言えないですけど、副議長の立場を踏まえて副議長が考えるので、そこで幅を持っているのでいいのかなとは思いますが。

○村上英明委員長 幅というか、そこで抑えがあるというか、あくまでもその副議長の判断ということなので。

光好委員。

○光好博幸委員 前回の賛否というところでいきましたが、回数に制限を課すものではないということから、一旦、承認もされているということから、ある意味、この時点で回数どうこうということが争点にもなっておりませんので。あくまでも、先ほども言いましたように、「副議長という立場を踏まえて」っていうところに重きを置いて、その副議長の判断といたしますか、常識

の範囲というところでいいとは思いますが。そういった意味では、その回数というところの議論でいくと、制限をしなくてもいいというようなほうでいいんじゃないかというふうには思います。

○村上英明委員長 西谷委員、何かこれに対してご意見どうでしょう。

○西谷知美委員 副議長という立場を踏まえてであれば回数に制限を課さなくてもいいと思います。

○村上英明委員長 確かにこの前の文面のときにおいても、この「質疑の回数に制限を課すものではないが」という文面があった中で賛同をいただいている会派もありますので、そういう意味では、この「副議長という立場を踏まえて」ということである一定の範囲が見えてくるという部分もあるのかなというご意見もあります。その方向でどうでしょうかと思うんですが、森西議員、どうですか。

○森西正議員 今、皆さんからお話を聞いてみると、もっと具体的に、例えば、副議長の立場を踏まえて、例えば一つだったらいいのか、10の質疑だったらいいのか、100の質疑だったらいいのか、総括的などはどれが総括的であるのかとか、そのところはどうで、100の質疑で総括的だというふうなことであれば、そう受け止められるわけです。

そのところはもう少し具体的にとか、曖昧でいくと拡大解釈をしてしまうので、そのところはもう少し詰めたほうがいいのかなというふうに思うんですけども。

○村上英明委員長 三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 恐らく皆さんが危惧されているのは、とめどなく話をされるといのが一番危惧されていると思うんで

す。ここで話し合う中でも、皆さんの理解の中では、副議長はある程度分別を持って質問するべきだっというような意見は一致しているわけです。そこに関しては間違いなく一致しているわけだと思っております。

さらに、この副議長というのは皆さんが選出して選ぶ立場の人、議長も含めてですけど。皆さんが、選挙で全員一致というわけではないかもしれないですけど、送り出した人でありますから、ある程度、その良心に任すというのはいいんじゃないかなというところではあります。そのために送り出しているわけですから。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 実は私も同意見です。冒頭に申し上げましたけども、森西議員がおっしゃいますように、誤解を招くような文言は駄目だとは思いますが、やっぱり全てを文章にできるわけでもございませんし、そういった意味でも、議長・副議長というのはそういうお立場、送り出した立場ということ、選ばれし者ということ、をわきまえて、常識の範囲で、そこでやはりしっかりと判断していただける方がいいと思っております。

ただ、書けるものであれば書けばいいとは思いますが。今、回数のところでも争点になってしまっているの、なかなか着地点が見つからへんといえますか、あくまでもそういうお立場での判断というところで、私はいいと思っております。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 回数っていうのが今出てきていると思うんですけど、既に三好副議長が2回言うてはるのは、一応まとめようとしてご意見されていると思うんです。方向性としてはだんだんそれでまとまっ

てきているので、つまり回数制限をしてないからまとまっているかなと思うので、私はこの文言で構わないのかなと思います。○村上英明委員長 方向性としては、この副議長という立場を踏まえてというのは、多分、皆さん認識は一緒だというふうに思っていますので、その方向性でこの文面をまとめていこうかなというふうに思っているんですが。この回数というのは外すということも含めて検討していてもいいのかなというふうに、私は思ったんですけども、皆さん、どうですか。

大西事務局次長。

○大西事務局次長 事務局から意見だけ述べさせていただきますと、今、増永委員がおっしゃってました、質問の回数というところの論点も一つあるのかなと思っております。基本的に委員会では、質問の回数というのは設けていないというのが原理原則です。

ここでこういう文言を設けると、もともと設けているみたいな形もございしますので、この前の「副議長は他の委員と同様に質疑を行える」というのを明記して、この「回数」というところを取って、「議長と同様に」というところも取ってというほうが、一番はっきりするのではないのかと、事務局としてお話を聞きながら感じていたところです。

○村上英明委員長 この1行目のこの「他の委員と同様に質疑を行える」という部分と、ただ、立場を踏まえてっていうのは直接リンクしないのかなという認識で私はいたので、そういう意味では、この1行目を外した中で、この「立場を踏まえて」という言葉でいこうかなというふうに思ってたんですけども、皆さん、どうですか。

○村上英明委員長 三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 副議長は、「他の委員と同様に質疑を行える」の中の、「他の委員と同様に」をもう消してしまったらいいんじゃないですか。「質疑を行える。ただし、職務上、議長を補佐し、代議する立場にあることから、他の議員の質疑内容を踏まえた総括的な内容に留め、質疑の順序については副委員長が質疑後とする」という文章にしてしまえばすっきりするかなど。立場をわきまえた上で、特に文章の中で、「他の委員と同様」っていう言葉もないのですっきりするのではないかなって思いました。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 いや、この1行目はこのままぜひ置いといていただきたいと思うんです。「他の委員と同様に質疑を行える」というのは、これは権利の問題であって、そういうことができるものなのだと。

ただ、副議長としての全体の運営進行のことについても配慮をすることは必要です。それは先ほど三好副議長が言っただけの良心、皆さんが選んだ副議長としての良心に基づいてそこはやっていくということがこの「ただし」の後に書いてあることであって、行えるというのは、これはやっていいよって言うてることと整合性が合えへんというふうなお話だったと思うんです。そうではなくて、そういうことができる立場にあるという権利の問題ですから、その上で、別にそれだけだったらここに何も書く必要もないわけですが、副議長としての立場ということも考えましょうということは、次に書いてあるんですから、何も矛盾しないと思いませんし。

先ほど、大西事務局次長がまとめたいたいたような案でしたら、それでいいのか

なというふうに私は思っています。その上の1行がなくなるんだったら、話が変わってくる。「質疑を行える」だけでは、やはり先ほどの制限をかける圧力が大変強くなるのかなというふうに思います。必要なときはしっかりと副議長の立場を踏まえてもしっかりとやらなければいけないときはやらなあかんと思っておりますので、ここはぜひ残していただきたいと思えます。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前11時 7分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○村上英明委員長 それでは、再開いたします。

2番のこの副議長の件については、この1行目の「副議長は他の委員と同様に質疑を行える」という文面は残しておいて、ただし書きで、その職務上、立場を踏まえた形で質疑を行ってくださいというような内容の文面でまとめていくというような方向でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、2番目の副議長はこれでいきます。

3番目の議会選出の監査役員については、特にご議論等はなかったような認識なんです。どうですか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、3番目の議会選出監査委員については、この資料1番の内容でいきます。

4番目の委員長についてはどうですか、この文面で進めさせていただくというのは。

増永委員。

○増永和起委員 最初に言いましたけれども、これは6月22日の議会運営委員会

と文章が変わっているので、「委員会の進行を副委員長と交代した上で質疑することができる」というのが、ちゃんと書いてあるとおりに入れていただきたいなと思います。

これでは意見を述べるにとどめるというふうになっていて、質疑ではなくて、要望とかそういう意見を言うことに読み取れるので。

○村上英明委員長 意見を聞いていきましようか。

西谷委員。

○西谷知美委員 私どもは入れるとお伝えしてます。

○村上英明委員長 では、西谷委員のほうにおいても、副委員長と立場を交代して委員長が質疑できるというような方向でもいいのではないかとということです。

増永委員。

○増永和起委員 それともう一つ。

「原則、質疑は行わない」ということも書いてあるのですが、これも前回の6月22日のところはなかったの、ここについても外していただきたいと思います。

6月22日案は日本共産党も賛同をしましたので、その6月22日の案に戻していただきたいと思います。

○村上英明委員長 大西事務局次長。

○大西事務局次長 6月22日に、案としてお出しをさせていただいています。

そのときに、各会派のご意見を賜りまして意見が多かった部分というのを踏まえて修正をしているというのがこの案となっております。

前回のときで申し上げますと、増永委員がおっしゃっていただいております、原則、質疑は行わないというご意見の会派のほうが多かったの、今回は一応こういう案

で示させていただいているところがございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 そういうご意見が多かったということで入れさせていただいたということなんですが。

増永委員。

○増永和起委員 私たちは、反対します。

○村上英明委員長 ほかの委員はこれでいいですか。

光好委員。

○光好博幸委員 私たちは6月のこの議会運営委員会ですけども、意見にとどめるということも述べさせていただいておりますので、私はこの新たな案の4番で賛成です。

○村上英明委員長 香川委員。

○香川良平委員 大阪維新の会としても、資料の文言で賛成です。

○村上英明委員長 委員長という立場はやっぱりこの委員会を取りまとめるという立場であるということも踏まえてということもありますので、原則は質疑を行わないということ。

ただ、この「ただし」が書いてありますので、何かのときには分別的な形で意見が述べられるという立場というので、この案としていきたいなというふうに公明党としては思っておりますが。

香川委員。

○香川良平委員 この文言だったら質疑はできないですよ、意見は述べられるので。でも、僕はこれに賛成なんですけど、質問すべきではないというふうに思っているんで。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 これって多数決で決めるものですか。

○村上英明委員長 最終的には多数決でいこうと思っております。

増永委員。

○増永和起委員 多数決で申し合わせを決めるんですか。全会一致でしょう。

でも、これは別に文章化しなかったからって何も困らないわけです。今まではなかったわけです。それを全会一致でやるんだったら結構ですよ、もちろん。今までも話し合いなんかいろいろして作ってきたわけです。それは全会一致のためです。

でも、全会一致ができないということになったときにそれを多数決でやるというのは、それは申し合わせの原則に反するんじゃないですか。今まで摂津市議会はやはり原則一致を大事にしてきたと思うんですけれども。

○村上英明委員長 確かに全会派が賛成する方向でいけば、それが一番望ましいとは思いますが。

ただ、これだと認識が違ふと思うんですけど、ただ、議会運営のことなので、確かに全会派が賛成という立場で、同じ方向に向いていくというのはベストだというふうに思うんです、だからその辺で着地点を見つけるためにこういう形で協議をしております。

暫時休憩します。

(午前 11時47分 休憩)

(午後 0時10分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

この4番目の委員長の分については、例えば、「委員長は委員会を総理し、運営する立場にあることを踏まえ、委員会の進行上、質疑が必要な場合は分別を持った質疑に留めることとする」というような形の文面で整理をするということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、こういう形で整理をさせていただいて、この資料の1番については、この議長のこと、また、副議長、それから議会選出監査委員、そして委員長、この4項目についてはこの形で取りまとめさせていただきたいなというふうに思っていますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、事務局、これを取りまとめさせていただいて、改めて文面を皆様にご提示をさせていただくということによろしいですか。

大西事務局次長。

○大西事務局次長 今、皆様から多数のご意見を頂いた分を事務局で修正をさせていただきまして、次回の11月25日の議会運営委員会で一度皆さんに見ていただくよう準備を進めてまいります。

○村上英明委員長 では、25日の本委員会までにお示しをさせていただくということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 本日はこの程度にとどめさせていただいて、あと、委員外議員の委員会への出席の発言の件と特別委員会の設置につきましては、次回の議会運営委員会で協議をさせていただきたいというふうに思っていますが、皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

本日はこれで閉会いたします。

(午後0時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 西谷知美